

平成26年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年12月16日	午後1時00分	議長	宮川 寛	
	閉会	平成26年12月16日	午後4時03分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
	2	古田 英一	○			
	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5					
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	村松 正敏		河瀬 洋美			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	早坂 政志		町民課長	（芳賀 均）	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	高橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野 景広		国保健康診療所事務長	（丹野 景広）	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教育長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第81号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
4	議案第82号	とちろ広域消防事務組合の設立について
5	議案第83号	池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について
6	議案第84号	陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
7	議案第85号	陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
8	議案第86号	平成26年度陸別町一般会計補正予算(第11号)
9	議案第87号	平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
10	議案第88号	平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)
11	議案第89号	平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
12	議案第90号	平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
13	議案第91号	平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

次に、去る12月13日に御逝去されました故七戸一登議員の生前の御活躍に敬意を表するとともに、御冥福をお祈りし黙祷を捧げたいと思います。

黙祷を始めます。

（黙 祷）

○事務局長（吉田 功君） 黙祷を終わります。御着席ください。

会議に入る前に、諸報告の内容に一部誤りがあったということですので、担当より説明を求めたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 大変申しわけありません。教育委員会関係の行政報告の配付してあります書面の訂正をお願いいたします。

まず、欄外で上部に書いてある「教育局関係報告」を「教育委員会関係報告」ということで御訂正をひとつお願いいたします。あと中段、10月25日から11月3日までの「第52回陸別町文化祭」とあるものを「第53回陸別町文化祭」との訂正をよろしくお願いいたします。

以上であります。大変申しわけありませんでした。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成26年陸別町議会12月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 教育委員長から教育関係行政報告の申し出があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。口頭で2点について御報告いたします。

まず1点目ではありますが、11月11日、陸別小学校の理科の授業中に起きた事故について、報告とおわびを申し上げます。

11月11日、6年生男子1名が理科の実験中に目を負傷する事故が起きました。概要は、水溶液の性質を調べる実験において、試験管にストローで息を吹き入れて水溶液の変化を調べる授業ですが、児童が試験管に息をストローで吹き入れたところ、液が試験管から噴き出し児童の左目に入ったというものであります。その日に北見日赤病院へ入院し、14日に旭川医大に移り治療を受けておりましたが、12月7日に退院をし9日から登校をしております。今後、全快に向けて治療を続けていくことになります。

この事故は、理科の実験中の事故であり、児童個人の過失はなく、全て学校側の過失が原因の事故であります。学校長に対し、原因の検証をしっかりと行い、今後二度と同じようなことが起きないように強く指導をしたところであります。さらに、教育委員会においても危機管理マニュアルの再確認と徹底を図ってまいります。

けがをされた児童の一日も早い回復を願うとともに、御家族には誠意を持って対応をしてまいります。この事故の発生は、当事者、御家族はもちろんのこと、町議会の皆様方を初め、町民の方々に御心配、御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

次に、全道大会出場についての報告であります。

一つは、陸別リコーダーアンサンブルクラブの全道大会についてであります。

11月23日、北見市で開催されました第36回リコーダーアンサンブル北見地区予選において、陸別リコーダーアンサンブルクラブ4名が小学校部門で金賞を受賞し、1月9日に札幌市で開催されます全道大会の出場を決めております。また、12月6日に開催されました中学生新人バドミントン競技選手権大会十勝地区予選におきまして、陸別中学校男子2名が男子ダブルス3位に入賞し、1月12日、旭川で開催されます第33回北海道中学生新人バドミントン競技選手権大会に十勝代表として出場します。本定例会におきまして、それぞれの出場経費に係る関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上で、教育関係の主な報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、6 番村松議員、7 番河瀬議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第 2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月12日及び本日議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6 番（村松正敏君）〔登壇〕 平成26年陸別町議会12月定例会の運営について、12月12日及び本日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から配付のありました議案は、一部事務組合にかかわる規約の変更等3件、過疎計画の一部変更、条例の一部改正がそれぞれ1件、平成26年度各会計補正予算が6件の合わせて11件であります。議会関係では、一般質問が1名、意見書案2件、委員会の閉会中の継続調査を予定しております。

本定例会の会期についてであります。議案等の内容を総合的に勘案し、協議の結果、会期はお手元に配付いたしました予定表のとおり、本日から12月18日までの3日間とすることに決定いたしました。

次に、一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から一括することとし、議案第86号から議案第91号までの平成26年度各会計補正予算6件を一括して説明を受けることにしました。質疑、討論、採決は各会計ごとに行いますので御協力をお願いいたします。

なお、七戸議員が逝去され、葬儀への参列等を鑑み、本日の会議の開会時間を変更させていただいたことについて、御理解と御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月18

日までの3日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第81号十勝圏複合事務組合規約の変更について

○議長(宮川 寛君) 日程第3 議案第81号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第81号十勝圏複合事務組合規約の変更についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、十勝圏複合事務組合から規約の一部変更について協議がありましたので、議決をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、議案第81号につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第81号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成26年12月16日提出。

本件につきましては、本年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、平成27年4月1日から施行することとなりましたことから、十勝圏複合事務組合におきましても該当する教育委員会の組織について同様の改正を行おうとするものでございます。

資料のナンバー1をごらんください。

こちら新旧対照表となっておりますが、大変恐縮ですが、初めに字句の訂正をお願いいたします。改正前、改正後、両方の欄の3行目になりますが、中盤に「貴養育委員会を置く」という漢字となっておりますが、こちら教えるほうの「教育委員会」となりますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。この新旧対照表におきまして、下線が引かれている部分が今回の改正箇所となっております。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「5人」を「教育長及び4人」に改める。

附則としまして、1、この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によるというものです。

なお、附則第2条第1項の規定につきましては、旧教育長に関する経過措置についてを規定しております。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、若しくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入する者にあつては総務大臣、その他の者にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されていることから、今回、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第81号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号十勝圏複合事務組合同規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第82号とかち広域消防事務組合の設立について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第82号とかち広域消防事務組合の設立についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第82号とかち広域消防事務組合の設立についてで

ございますが、消防団に関する事務を除く消防に関する事務を共同で処理するため、一部事務組合の設立について、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第82号ととかち広域消防事務組合の設立についてを説明いたします。

議案第82号ととかち広域消防事務組合の設立について。

地方自治法第284条第2項の規定により、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町は、消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を共同処理するため、次のとおり規約を定め、とかち広域消防事務組合を設立する。

平成26年12月16日提出。

地方自治法第284条第2項では、普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入する者にあつては総務大臣、その他の者にあつては都道府県知事の許可を得て一部事務組合を設けることができるという規定になっているものでございます。

それでは、議案説明書の資料、資料ナンバー2の1をごらんください。

資料ナンバー2の1の下の方になります。

3に、とかち広域消防事務組合設立までのスケジュールが記載されておりますが、今回は、2段目の各市町村での規約の議決を予定しております。今後、各市町村の議決を得られた後、平成27年2月に北海道知事への設立許可申請、5月に設立を予定しているというものでございます。消防広域化運用開始に向けたスケジュールも資料のナンバー2の3に添付をしておりますので、後ほど御参照ください。

それでは、続きまして、資料ナンバー2の2をごらんください。

2の2の下の方になりますが、5番目の規約案の概要ということで1枚に記載されております。こちらをもとに説明をさせていただきます。

それでは、規約では第1章の総則ということになりますが、この組合の名称はとかち広域消防事務組合とし、組合を組織する地方公共団体は十勝管内19市町村で組織します。共同処理する事務につきましては、消防団に関する事務を除く消防に関する事務とし、組合の事務所は現帯広消防庁舎とします。

続きまして、規約で第2章の組合の議会というところになりますが、議会の組織は定員を38人とし、各市町村の定数につきましては半数を均等割、残りの半数を人口割とします。これによりまして、陸別町の議員定数は一人となります。組合議員は、市町村の議会

において議員の中から選挙し、欠員が生じたときは関係市町村が直ちに補充しなければなりません。組合議員の任期につきましては、市町村議会の議員の任期とします。その市町村議会の議員でなくなったときは、組合議員の職も失うこととなります。また、この場合の欠員の組合議員の任期につきましては、前任者の残任期間となります。組合の議会につきましては、組合議会の中から議長、副議長各一人を選挙して、その任期は組合議員の任期とします。また、組合の議会には事務局を置きまして、必要な職員を配置することとなります。

次に、規約では第3章となりますが、組合の執行機関となります。

執行機関の組織につきましては、組合長一人、副組合長19人、会計管理者一人を置きます。選任につきましては、組合長は帯広市長、副組合長は18町村長と帯広市副市長のうちから組合長が指定する者とし、会計管理者は帯広市の会計管理者とします。その任期につきましては、関係市町村の長及び帯広副市長の任期となります。また、組合には消防職員及びその他の職員を配置し、それらは組合長、または消防長が任命いたします。監査委員につきましては、組合長が組合議会の同意を得て組合議員と識見を有する者から各一人の2名を置くこととなります。その任期につきましては、組合議員からの選任者は組合議員の任期、識見を有する者につきましては4年とします。また、組合の監査委員には事務局を置き、必要な職員を配置します。

次に、規約では第4章となりますが、組合の経費の関係でございます。

組合の経費につきましては、関係市町村の負担金、手数料、その他の経費を充てることとなります。その負担の割合につきましては、議会費が均等割で20%、議員定数人口配分割で80%となります。公平委員会費、それから監査委員会費、それからその他の組合の運営費につきましては、均等割20%、人口割80%としまして、それ以外の消防に関する経費につきましては組合議会の議決を得て定められることとなります。また、負担金につきましては、組合長が指定する期日までに納入するという規定をされております。

それでは、議案書2ページのほうをお開きください。

中段からのとかち広域消防事務組合規約につきましては、概要として、ただいま説明したとおりの内容となっております。したがって、条文について朗読を省略させていただきます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案書4ページの中段となりますが、附則としまして、施行期日、1、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行する。

経過措置。

2、平成28年3月31日までの間は、第3条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

事務の承継としまして、3、組合は平成28年3月31日限りで解散する北十勝消防事

務組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合及び東十勝消防事務組合の消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）並びに池北三町行政事務組合の共同処理事務から除かれる消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を承継するというものでございます。

最後に、提案の理由にあります地方自治法第290条についてであります。第284条で規定している協議により、規約を定める際にこの協議について関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないという規定であります。これによりまして、本件について議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第82号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号とかち広域消防事務組合の設立についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第83号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第83号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第83号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についてでございますが、消防に関する事務の共同処理を行うとかち広域消防事務組合を新たに設立することに伴いまして、池北三町行政事務組合から組合規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求め

るものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第83号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から池北三町行政事務組合の共同処理する事務のうち、消防に関する事務をとちあひ広域消防事務組合に変更し、池北三町行政事務組合規約を次のとおり変更する。

平成26年12月16日提出。

資料ナンバーの3の1から3の3までの新旧対照表を御参照ください。

本件につきましては、さきに御審議いただきました、とちあひ広域消防事務組合の設立に伴いまして、池北三町行政事務組合規約から消防に関する内容を除くというもので、この新旧対照表におきまして下線が引かれている部分が今回の改正箇所となっております。

まず、資料のナンバー3の1にあります第3条では、1号の消防に関する事務を削除しまして、3号を1号とすることとなります。第10条第1項では、中間にあります「及び消防組織法に基づく消防職員」を削りまして、第2項はただし書きを削ります。第11条の消防団に関する規定も削ることとなります。これによりまして、現行の第12条以降を順次繰り上げるものでございます。

資料ナンバー3の2をごらんください。

こちらでは、第13条関係の別表のところになります。この別表のうち、右側の現行のほうにあります消防費の部分と世帯割と財政割の欄を削ることとなります。消防費の部分は横、世帯割、財政割につきましては縦の項となります。

それから、次に、資料ナンバー3の3をごらんください。

一番下になりますが、注意書きの第2項と第3項を削りまして、第4項以降を順次繰り上げるといふ改正となっております。

それでは議案書のほうをごらんください。

議案第83号池北三町行政事務組合規約の一部を変更する規約の条文につきましては、ただいま説明したとおりとなります。

下のほうになりますが、附則としまして、施行期日、1、この規約は平成28年4月1日から施行する。

事務の承継。

2、変更前の池北三町行政事務組合規約第3条第1号に規定する消防に関する事務（消防団に関する事務を除く）は、とちあひ広域消防事務組合が承継する。

3、前項に規定する消防団に関する事務は、各構成町が承継するというものでございます。

以上で、雑駁ですが、議案第83号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、今の件ちょっと御質問をいたします。

消防に関する事務は十勝圏に移行するということですがけれども、消防団に関する事務は、今まで池北三町行政事務組合であったものを削除して、各構成町が事務を承継するところなのですが、例えば今まで団員の方が退職する場合に、3町で話し合われたことをこれからどういう形をとるのか、また、私たちの地域みたく足寄町の消防と団を合併して、合併ということはないのですけれども、地域を守っている立場もあるのですけれども、そういう形が今後どうなっていくのか。

それと、後の話なのですが、デジタル化に伴い、大誉地地域を陸別町が見るというのか、そういう形になると思うのですが、そこら辺の兼ね合い、どういう形でこの構成町が承継するというのか。3町をもって構成町を承継するのか、陸別町は陸別町で承継するのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず、団の退職等の一般的な事務の関係につきましては、それぞれの町村で行うこととなります。この内容につきましては、これからまた整理をしていきたいと思いますが、基本的には、池北三町行政事務組合以外はそれぞれの町村で消防団を持っておりますので、そのような内容となるというふうに考えております。

それから、3町のほうで行われている部分につきましては、行政事務組合で消防の事務を持ちませんので、これにつきましては、出動等の関係につきましてはとちまちま広域消防事務組合、それから一般的な事務関係につきましては町村がそれぞれ分けて持つということになります。

それから、最後にありました大誉地地区の関係でございますが、これについては出動の計画で陸別町から大誉地地区のほうに出動したほうが近いということで行われます。これにつきましても、今、十勝で話し合われている中では、一番最初に出動するのが一番近いところからということで、規模によって随時足寄から応援に来られるとか、それについては十勝の本部のほうからの指令に基づいて動くこととして計画をされております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今ので大体確認はしたわけなのですが、そうしたら足寄町第2分団は大誉地なのですけれども、私たち例えば陸別町の町民は4名ほど団員になっているのですけれども、それは肅々と足寄町のほうでという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 団の組織は、各町村まちまちでこれから組織されるということと法制化もされる、条例なりで全部規定をするということになります。したがって、この規約は、28年4月1日から施行ですから、28年3月31日までは組合3町になっていますけれども、28年の4月1日からは、陸別町、足寄町、本別町、各町で条例なり各消防団についての規定を整備するということになります。したがって、基本的に今の段階では団の組織を町を超えて、例えば大誉地の分団に陸別町の方が入っていて、それが陸別町になるかだとか、そこら辺はこれからの話になる可能性があります。それが一つです。

それともう一つ、各町での条例化なり規定の整備については、平成27年12月ぐらいまでに3町で足並みを揃えて各条例なり規定なり、それらの組合での条例規定の見直しですとか、各町でどういったものを条例化するだとか、規定化するだとか、それらについては27年12月ごろまでに整備を考えていきたいということで、今、事務レベルでは話しているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） ということは、これから考えていくということですね。池北三町行政事務組合、3町がありましたから、当然、私は地域は陸別町で足寄町の消防団に属しているわけなのですが、それを今後話し合っていくということでの確認でよろしいのですね。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今のところ、そこまでは詰めておりませんので、これからの話し合いになるということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第83号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第84号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第84号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第84号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づきまして、陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたします。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 議案第84号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、平成22年9月7日議決の陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。

平成26年12月16日提出。

この法律第6条第1項は、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるとなっております。計画の変更につきましても準用されることから、今回の一部変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明書の資料ナンバー4をごらんください。

今回変更するところは、区分の2、産業の振興、事業名（7）の商業の欄に現在商工会で整備中の商業活性化施設整備事業、補助金になっておりますが、これについて共同利用施設として新たに設けようとするものでございます。

今回の計画の変更につきましては、北海道に対しまして本年8月22日に協議を行いまして、9月4日付で異議なしの回答を受けております。さらに、陸別町まちづくり推進会議におきましても10月7日に諮問して、10月17日に適当と認めるという答申を受けたところでございます。この計画により、借り入れできる過疎債につきましては、償還額の7割が交付税により算定される大変有利なものとなっております。

以上で、雑駁ではありますが、議案第84号の説明とさせていただきます、以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第85号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第85号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第85号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されましたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたします。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) それでは、私のほうから議案第85号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を説明いたします。

陸別町国民健康保険条例(昭和34年陸別町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改めるであります。

ここで、説明資料ナンバー5の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、右側、旧の欄をごらんいただきたいと思います。

この金額は、出産育児一時金の額でありまして、現在はこの太字下線で示しております390,000円と、さらにこの条例では、その下のほうで上限額を定めておりますが、加算額3万円を加えた42万円を上限として出産時に支給しております。この条例改正で

は、太字下線で示しました390,000円を、左側、新の欄で同様に太字下線で示しておりますとおり404,000円とするもので、1万4,000円のアップとなります。

ここで、この改正に至りました経緯について説明を申し上げます。

ただいま申しました加算額につきまして説明いたします。この加算額というのは、平成21年から創設されました産科医療補償制度に伴うもので、現在は条例で定めた上限の3万円を加算して支給しております。これは、不幸にも出産事故が発生した場合におきまして、医療機関が補償金の支払いに備えるための保険掛金相当分であります。ただし、加算金の支給に関しましては、産科医療補償制度が任意加入ということから、加入している病院等で出産した場合に限り支給をするということになります。この金額は、この条例の施行規則で規定しております。

今回、この加算額の根拠となる産科医療補償掛金が開始から5年を経過したことによりまして制度の見直しを図られ、3万円から1万6,000円に引き下げられることとなり施行規則を改正することとなりますが、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、国全体の出産費用の実態を鑑みまして、出産育児一時金の加算額を加えた総額42万円を維持することが決定されました。このことから、加算額において引き下げとなる1万4,000円分につきまして、条例で定めております基本額を同額引き上げることで出産育児一時金の総額を変えないという内容となっております。

なお、この条例案を議決いただきましたら、直ちに施行規則を改正する予定であります。

続きまして、再び議案集11ページをごらんください。

附則を読み上げます。

施行期日。

1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置としまして、2、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る陸別町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○議長(宮川 寛君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時09分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、休憩中にあすからの議会運営について議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番(村松正敏君)〔登壇〕 ただいま議会運営委員会で、あすの天候の状況について協議しました。あすの天気は非常に悪いということで、気象庁においても不要不急な外出を控えるようにというようなことを言うておりました。それについて議運でお諮りしまして、あすの朝9時までに、本日から悪くなる天候の状況を判断しながら、あす休会にするか開会するかについて決定していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長(宮川 寛君) ただいま議会運営委員長の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

◎日程第 8 議案第86号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第11号)

◎日程第 9 議案第87号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第10 議案第88号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)

◎日程第11 議案第89号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第12 議案第90号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

◎日程第13 議案第91号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(宮川 寛君) 日程第8 議案第86号平成26年度陸別町一般会計補正予算

(第11号)から日程第13 議案第91号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)まで、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第86号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第11号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,719万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,882万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第87号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ574万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,591万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第88号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,497万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第89号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億842万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第90号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,823万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,019万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第91号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,018万円とするものでございます。

以上、議案第86号から議案第91号まで、6件を一括提案を申し上げます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第86号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第11号)から議案第91号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)まで一括説明をさせていただきます。

議案第86号平成26年度陸別町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるとこ

ろによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、12ページをお開きください。

2、歳出であります。

前段に統一的な補正がありますので、説明をさせていただきます。各科目ごとに11節光熱水費において、11月1日から電気料の値上げの改正がありました。それらにかかる分の追加補正がございます。それが各科目共通する事項でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費23万9,000円。これは高速道路関係の中央陳情、それから札幌要望等の回数が多くございまして、今後も選挙が終わりまして、年明けからまた新年度予算ということもありますので、そういう高速道路の関係の要望が見込まれるということで、特別職を主にした補正23万9,000円です。それから10節交際費50万円の補正であります。

2目の文書広報費12節役務費、通信運搬費1万円ですが、これは防災無線、電波利用料の改正に伴っての不足分となります。

それから5目の財産管理費11節需用費27万8,000円。光熱水費7万8,000円は、各福祉館等の電気料の改正に伴う追加補正であります。修繕料20万円は、総務課が管理する公用車の修繕料の補正となります。

それから25節積立金70万8,000円の減額であります。まず、ふるさと整備基金に11万6,000円、これは寄附2件の積み立てであります。それから、いきいき産業支援基金積立金132万4,000円の減額、これは定期償還分の減額となります。それから給食センター管理運営基金積立金50万円、これは寄附1件であります。

6目の町有林野管理費12節役務費1,402万4,000円の減額でありまして、説明資料ナンバー6で補正予算に関係する部分で資料を添付しておりますけれども、実は昨年の10月16日の雪害に伴いまして、被害木整理で民間事業者の方がその整理で手が回らないという状況で、従業員不足ということが出てきまして、森林組合と協議する中で今年度事業量の縮小を図ったことに伴いまして、事業費の補正となります。それが1,402万4,000円の減額となります。

それから7目企画費19節負担金補助及び交付金528万9,000円の補正であります。内容は、地域生活交通確保対策事業の補助金でありまして、資料7をお開きください。

説明資料7は、地域生活交通確保対策事業でありまして、25年度までは帯広陸別線について赤字に伴う補助金を出したわけですけれども、今年度から北見バス、北見陸別線においても赤字が出てきました。まず、帯広陸別線については1の負担額算出がありまして、市町村の負担金4,333万円、その下の各市町負担金で陸別町は407万3,000円の補助金となります。それから北見陸別線については、今年度初めて赤字が発生しまして598万2,000円の市町村の負担が発生しました。各市町負担額については、北見陸別線については121万6,000円の陸別町の負担ということで、帯広陸別線、それから北見陸別線の合わせた一番下に書いた金額がありますが、528万9,000円が赤字負担として陸別町が負担する金額となります。なお、二重丸の2段目にありますが、この8割は特別交付税として措置されます。

それでは、予算書の13ページにお戻りください。

11目の交流センター管理費7節の賃金、臨時管理人賃金2万円、これは最低賃金の改正に伴う不足分の追加になります。

それから12目の銀河の森管理費11節需用費136万3,000円。まず、光熱水費ですけれども、電気料の改正に伴う補正分が、天文台で76万7,000円、コテージ村で10万5,000円の内容です。それから修繕料49万1,000円は、天文台の大型望遠鏡の修繕料でございます。

それから13目地域活性化推進費4節の共済費86万1,000円の減額。これは社会保険料でございます、地域おこし協力隊員2名、酪農支援員2名分であります。1名は11月17日に採用しましたので、もう1名についてはこれからも募集をかけていきますので、その分残しまして、まず1名については4月から11月分までの社会保険料、それから賃金の減額。それから11月17日付で採用した者にかかる減額、4月から10月までの社会保険料と賃金の減額となります。社会保険料が86万1,000円の減額、賃金で340万6,000円の減額となります。

次のページになります。

2項徴税费2目賦課徴收费13節委託料9万1,000円。これは、税の電算業務でありまして、eLTA X国税連携に係る受信サーバーの更新に伴う委託料の追加となります。

2款総務費4項選挙費5目の知事道議会議員選挙費であります。もう法律は通っております、来年4月の統一地方選挙がございますが、知事道議選挙につきましては4月12日に投開票が行われます。まず、知事の告示日が3月26日ということでございます。それから道議が4月3日ですから、まず知事、道議の前段の準備と知事の3月26日からの告示に伴う経費関係、執行経費。それらの1節報酬から、次のページの14節使用料及び賃借料まで合わせて193万9,000円の補正となります。

次のページになります。

5項統計調査費1目の指定統計調査費1節報酬12万9,000円であります。これ

は、統計調査員の報酬でありまして、農林業センサス、経済センサス、商業統計調査などの報酬の追加でございます。

それから16ページになります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費11節需用費65万5,000円。光熱水費であります。まず防犯灯350灯分の電気料の改正なり不足に伴う追加分が61万9,000円。それから福祉住宅の電気料3万6,000円、合わせて65万5,000円となります。

19節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会の補助金240万3,000円の減額ありますが、これは社会福祉協議会の職員が1名退職しまして、そして今年度に採用しておりますが、退職と採用に伴う人件費の差額240万3,000円の減額となります。

それから20節扶助費520万円、冬期生活支援事業ですが、この冬期の「期」を季節の「季」に訂正をお願いしたいと思います。期間の「期」ではなくて、季節の「季」に直していただいて、資料8をお開きいただきたいと思います。

資料8は、26年度の陸別町冬季生活支援事業実施要綱でありまして、まず、これは案であります。第1条は目的でありまして、灯油の高騰及び電気料金の値上げに伴い生活が困窮している世帯に対して冬期間の経済的負担を軽減するとともに生活の安定を図って福祉の増進に寄与すると。助成の対象世帯については、12月ということですが、これはこの予算の議決をいただいた日ということになりますが、町内に居住して全ての世帯員の26年度分の町民税が非課税の世帯であること。ただし、一つの家屋に複数の世帯が同居し、かつ主暖房を共同利用している場合は一つの世帯とみなして、生活保護法による被保護世帯及び施設入所者は除くものとする。

第3条助成金ですが、1世帯当たり1万3,000円。これは昨年の灯油と同様でありますけれども、灯油が当初よりは下がってきておりますので、灯油としては1世帯当たり1万円を算出根拠にしております。それから電気代の値上げなりの分を3,000円ということで1万3,000円にして、商工会の商品券を発行するというところで今年度考えているところであります。それで、400世帯分520万円となります。

それでは、予算書16ページにお戻りください。

28節繰出金407万2,000円ありますが、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金179万6,000円、それから介護保険事業勘定特別会計への繰出金227万6,000円、合わせて407万2,000円あります。

2目の老人福祉費11節需用費29万8,000円。これは光熱費でありまして、電気料金の追加となります。まず、ふれあいの郷で4万1,000円ほど、それから福寿荘で6万3,000円、高齢者交流センターで19万4,000円の内訳となります。

それから13節委託料15万7,000円、これは緊急通報システム修繕でありまして、消防署に設置してある緊急通報システムの通報者の登録内容と通報の内容が、機械が、処理装置が故障していると、そういったことでその修繕料となります。

19節負担金補助及び交付金175万4,000円の減額。これは後期高齢者医療広域連合への平成26年度の確定見込みに伴う減額175万4,000円であります。

それから、3目の後期高齢者医療費28節繰出金43万3,000円の減額。これは、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額であります。

次のページ、17ページになります。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費4節共済費、社会保険料50万6,000円の減額。これは、当初、長期臨時職員ということで予算を計上しておりますけれども、今年度はパートで雇用してきておりましたので、労災保険料を除く50万6,000円の減額。

それから7節賃金6万6,000円。これは臨時保育士賃金でありまして、未満児の増に伴う追加補正であります。ちなみに当初、未満児は14人見ておりましたけれども、12月1日現在16名と2名の増であります。それから3歳児も当初、17名見ておりましたけれども18名、1名増。4歳児13名は変更ございませんが、5歳児で22名が23名で1名の増。当初では、トータル66名でしたけれども、12月1日現在では70名ということで4名増となっております。

それから11節需用費20万5,000円、これは保育所の光熱水費でありまして、まず電気料が15万3,000円、それから未満児あるいは園児の増に伴いまして水道料下水道料が不足するというので、水道料3万2,000円、下水道料2万円の補正となります。

それから18節備品購入費5万4,000円。これは保育所の加湿器2台が故障していて、その更新ということで2台の更新5万4,000円であります。

それから、3目の児童福祉費20節扶助費189万円。これは児童手当の関係でありますけれども、資料のナンバー9に各区分ごとの補正の内容を記載しております。説明欄に各区分ごとに記載をしている金額と、資料の説明と金額は合わせてありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。各区分ごとの支給対象人数の増減に伴う補正ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金、帯広厚生病院救命救急事業172万5,000円の補正でありまして、これについては資料ナンバー10をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。この厚生病院救命救急事業の負担金につきましては、全額特別交付税で措置されます。

それから、2目の保健衛生施設費11節需用費48万9,000円。これは光熱水費でありまして、保健センターのまず電気料が41万8,000円、それから水道料2万4,000円、下水道料が1万4,000円。それから公衆浴場の水道料が2万3,000円、下水道料1万円の合わせて48万9,000円の補正となります。

それから12節役務費2万6,000円、通信運搬費。これは保健センターの電話代の補正であります。

それから2項の清掃費2目の塵芥処理費13節委託料33万円の減額、塵芥収集業務委

託、これは入札執行残となります。それから19節負担金補助及び交付金の664万円、これは池北三町行政事務組合の負担金の26年度確定見込みによる減額となります。

次のページ、3項水道費1目の専用水道費11節需用費4万9,000円。光熱水費であります、これは小利別専用水道ですが、浄水場それから配水池の電気料の不足分の補正です。

それから、5款労働費1項労働諸費1目の労働諸費13節委託料707万1,000円。これは実施設計費であります、共栄第1の旧早坂商店跡地に産業振興用の単身者住宅を8戸、アパート形式で単身者8人の食事付きの建物を予定をしております、その実施設計費となります。

それから、6款農林水産業費1項農業費1目の農業委員会費1節の報酬、委員報酬7万5,000円。これは農業委員の改選に伴う精査による減となります。

4節共済費6万6,000円。これは社会保険料ですが、臨時職員の賃金改正に伴う追加となります。

それから7節賃金3万円は、最低賃金の改正に伴う臨時事務職員の賃金の補正となります。

それから11節需用費1万4,000円、食料費。これは農業委員の改選に伴いまして、会議等の増加に伴いまして、不足の見込みということで補正をさせていただきました。

13節委託料126万4,000円。これは農地情報公開システム整備事業でありまして、これは同額が歳入でございます。実は、25年12月13日に公布された農地法の一部を改正する法律でありますけれども、これは26年4月1日から施行しておりますが、実は1年間猶予がございまして、農業委員会は農地台帳、地図などをインターネットで公表することが義務づけられました。その猶予期間が来年3月31日まででありまして、来年4月1日からはこれが適用されるということで、今回このシステムに係る予算の補正であります。

それから14節使用料及び賃借料2万1,000円。これは有料道路通行料ですが、実は現在、札幌在住の2名の方が今年度農地売買に応じていただいているということで、これから詰めの作業がございまして、その2回分ほど2万1,000円を補正させていただいております。

3目農業振興費19節負担金補助及び交付金80万円、補助金として新農業人育成事業60万円。これは営農実習奨励金、12月から3月までの4カ月分、1名分です。15万円掛ける4カ月、60万円。交付金ですが、新農業人育成事業で営農指導、これは上の育成事業に絡んで12月から3月までの4カ月間、5万円の4カ月分、20万円であります。

それから、4目の畜産業費19節負担金補助及び交付金400万円、補助金、家畜防疫事業400万円ですが、これは資料ナンバー11をお開きください。

資料ナンバー11は、陸別町家畜伝染病対策互助制度の概要ということで、家畜伝染病の発生に備え、伝染病対策に係る経費、損失の一部を互助補償する仕組みを構築するというので、目標基金額として1,200万円で、JA、それから生産者、陸別町、それぞれ3分の1ずつ400万円を拠出して1,200万円の基金をつくって、右側にありますけれども原則家畜飼養者全戸加入、対策に要した経費は翌年度各3分の1負担し、目標基金額を維持するという内容です。万が一、伝染病が発生してしまった場合は、次のような補償を受けられますということで、対象となる経費ということでここにありますけれども、牛ヨーネ病発生時の消毒費用の80%ですとか、マイコプラズマ性乳房炎の検査費用の80%、牛のサルモネラ症及び馬パラチフス症発生時の消毒費用や治療薬の80%、それから自主淘汰した場合の見舞金として、月齢等の違いに応じますけれども1頭2万円から15万円、それから牛サルモネラ症及びマイコプラズマ性乳房炎の治療のため廃棄せざるを得なかった廃棄乳の一部を補助すると。一年度内における1戸当たりの限度額の総額は上限を300万円とするという内容でございます。

それでは、予算書20ページのほうにお戻りください。

7款商工費1項商工費3目観光費19節負担金補助及び交付金、補助金40万円、しばれフェスティバル開催事業。これは、資料ナンバー12をお開きください。

資料ナンバー12は、婚活生活5DAYS inしばれフェスティバルということで、日本一寒い町陸別町で極限の寒さの中で出会う男女が、共同作業などを通してお互いを理解しながらカップル成立に向けて活動するというので、開催期間2月4日から8日まで、募集期間が平成26年12月19日から28日まで、募集人員は女性12名であります。宿泊場所については銀河の森コテージで、2月4日から6日まで、バルーンマンションは2月7日に泊まっていただくと。男性は地元の方ということになります。参加条件としては、男性、しばれフェスティバルの準備作業を手伝う独身男性、女性はしばれフェスティバル当日までの5日間を最後まで参加できる20歳以上の独身女性、しばれフェスティバルの準備作業を行うための健康状態の良好な方と。費用は、女性には活動費として2万5,000円、一日5,000円の5日間を支給します。参加料は無料ということですよ。

では、予算書のほうにお戻りください。

8款土木費2項道路橋りょう費5目の街路灯費11節需用費75万1,000円。まず、光熱水費56万9,000円は、街路灯199灯に係る電気料の補正であります。修繕料18万2,000円、街路灯の修繕増に伴う不足分の補正となります。

それから、15節工事請負費31万5,000円の減額。街路灯改修で、これは入札執行残になりますが、LED化の工事、町道2路線、町道駅前本通り、消防前通りの工事に係る執行残であります。

9款消防費1項消防費1目消防費19節負担金補助及び交付金、池北三町行政事務組合負担金5,024万3,000円であります。まず、消防広域化に係る消防救急無線デジタル化整備分が2,088万3,000円、それから高機能指令センター整備分2,796万

1,000円、合わせて4,884万4,000円。これは追加資料のナンバー1と2にそれぞれつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。それから、本部共通経費の確定見込みに伴う減額13万7,000円。常備消防費で、職員の人件費改正分、それら164万7,000円と電気料の補正分19万4,000円。来年1名採用に係る被服費77万5,000円。それから、25年度の繰越金の確定に伴う249万8,000円の減額。非常備消防費で、団員2名が退団しておりますので、退職報償金131万2,000円の補正。それから、消防庁舎2階のトイレのセンサーが故障しておりますので、その修繕費25万4,000円が主な内容であります。

それから、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費1節報酬3万1,000円。これは委員報酬として、教育委員の1名改選に伴う追加補正です。10節交際費2万円、これは不足が生じますので2万円の補正。

それから3目の教育振興費13節委託料、児童健康診断これは8,000円ですが、新入学児童の健診でありまして、当初21名でしたけれども23名ということで2名がふえましたので、その2名分の補正であります。

それから19節負担金補助及び交付金8万円、学校教育推進協議会交付金ですが、これは教育委員長の行政報告にございましたが、12月6日の芽室町で開催された中学生新人バドミントン大会十勝地区予選大会で個人戦でベスト4に2名が入ったということで、1月12日から旭川市で開かれる全道大会に生徒2名、引率1名分の経費8万円の補正です。

それから4目のスクールバス運行管理費11節需用費42万円。これはスクールバスの修繕料の追加補正となります。

それから、2項小学校費1目学校管理費11節需用費、光熱水費。これは電気料の追加の補正となります。21万5,000円です。

それから、10款同じく教育費の3項中学校費1目の学校管理費11節需用費27万8,000円。これも光熱水費、電気料の追加の補正となります。

それから、4項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金、文化団体活動推進事業補助金7万3,000円。これも先ほど教育委員長の行政報告にありました11月23日に北見市で開催された北見地方リコーダーアンサンブルフェスティバルで、リコーダークラブが四重奏で金賞をとりました。1月9日から札幌で開催されます全道リコーダーコンテストに児童4名と引率2名が参加します。その経費7万3,000円であります。

それから2目公民館費11節需用費4万3,000円。これは光熱水費、電気料の補正となります。

10款教育費5項保健体育費2目の体育施設費11節需用費18万円。光熱水費、これは体育施設5施設の電気料の補正となります。

それから、3目学校給食費8節の報償費5万円、謝礼金ですが、これは学校給食セン

ター、今建設をしておりますが、教育委員会に引き継ぎになった後、講師として置戸町の佐々木十美さんに来ていただいて調理に対する栄養、衛生に係る意識づくりですとか、調理などに係る注意だとか指導、そういったものの研修をしたいということで、その講師謝礼金5万円です。

それから11節需用費936万2,000円、消耗品費で765万1,000円とありますが、まず次のページの18節備品購入費の補正をまず先に説明させていただきたいと思えます。

18節備品購入費で、作業用備品763万4,000円の減額。これは11節消耗品費に、当初備品で見ていたものが精査すると消耗品に該当するというので、その分763万4,000円の消耗品費への振りかえとなります。実は、当初で1,199万3,000円の作業用備品を見ておりましたけれども、精査によりまして消耗品費への振りかえ763万4,000円を減額した、作業用備品としては435万9,000円の予算となる予定であります。

それで、前のページに戻っていただきまして、消耗品費765万3,000円の内訳としては、先ほど備品費で説明しました18節から11節消耗品費への科目振りかえ分が763万4,000円。それと、1万7,000円についてはグリーストラップ浄化システム用消耗品ということで、排水用の油がたまるものを浄化させる薬剤ということで1万7,000円、合わせて765万1,000円となります。

それから、次のページの燃料費16万4,000円は、給食センター、それから配送車両の燃料費。光熱水費79万円については、電気料としては65万円ほど、それから水道料1万8,000円ほど、下水道料2万8,000円、ガス代として9万4,000円ほど計上しております。それから、賄い材料費75万7,000円については、15日間程度の試作品なり試食用の賄い材料費ということで考えているところであります。

それから12節役務費10万7,000円は通信運搬費、4万7,000円は電話料になります。それから手数料ですが、排水浄化機材の設置手数料5万円、グリーストラップ浄化システムの設置手数料、これは初年度だけということです。それから病菌検査ということで検便ですが、調理員8名と事務員2名分の3回分ということです。

それから14節使用料及び賃借料3万3,000円、複写機使用料2万5,000円、賃借料として排水浄化機材借上料1カ月分8,000円となります。

給与費明細書、25ページから27ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それでは、歳入のほうに移ります。6ページになります。

1、歳入。

1款町税1項町民税1目の個人、現年課税分で609万5,000円の追加補正でありまして、これは長期譲渡所得の増に伴う補正となります。

それから、2項の固定資産税1目固定資産税、現年課税分ですが629万7,000

円。これは償却資産の増に伴う補正となります。

それから、9款地方交付税1項地方交付税1目の地方交付税、普通地方交付税で今回400万4,000円の追加補正でありまして、既定額22億6,839万7,000円の内訳は、普通交付税が20億8,839万7,000円、特別交付税を1億8,000万円計上しております。今回、普通交付税で400万4,000円を補正しまして、補正後の額、普通交付税については20億9,240万1,000円、特別交付税は同額であります。したがって、26年度確定の21億6,808万6,000円から控除した7,568万5,000を現在留保しております。

それから、12款使用料及び手数料1項使用料1目の総務使用料1節の行政財産使用料、これは宇宙地球科学館使用料でして、これは電気料であります。55万8,000円。これは名古屋大学から入ってくるのが46万8,000円、国立環境研究所から10万円ほどの見込みがあります。

それから、13款国庫支出金1項国庫負担金1目の民生費負担金1節の社会福祉費負担金12万4,000円。これは国民健康保険事業保険基盤安定負担金の補正でありまして、国保税軽減措置に係る保険者支援分確定見込みによる追加となります。

それから2節の児童福祉費負担金140万7,000円。これは、児童手当に係る国からの負担金の内訳であります。これは資料のナンバー9にもございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

13款国庫支出金2項の国庫補助金2目の民生費補助金1節の社会福祉費補助金43万2,000円。これは年金生活者支援給付金事務取扱費でありまして、これは当初予算では歳出でシステム改修費で43万2,000円を見ておりましたけれども、今回この経費に係る内示がございまして同額を歳入として計上しております。

14款道支出金1項道負担金1目の民生費負担金1節の社会福祉費負担金96万5,000円の補正。国民健康保険事業保険基盤安定負担金101万2,000円。まず、国保税軽減措置に係る財政支援分、これは4分の3分の追加補正が95万円。それから、同じく軽減措置に係る保険者支援分4分の1分、6万2,000円の追加となります。合わせて101万2,000円。それから、後期高齢者医療保健基盤安定負担金26年度確定見込みに伴う4万7,000円の減額です。

それから2節の児童福祉費負担金23万9,000円。これも児童手当に係る道の負担金の補正となります。これも資料のナンバー9にございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それから、2項の道補助金1目の民生費補助金1節の社会福祉費補助金75万円、これは冬期生活支援事業補助金であります。この冬期の期も期間の「期」から季節の「季」に訂正をお願いしたいと思います。

3目の農林水産業費補助金1節の農業費補助金。これは農地情報公開システム整備事業補助金126万3,000円。それから2節の林業費補助金538万1,000円の減額、

森林環境保全整備事業補助金の事業縮小に伴う減となります。

それから3項委託金1目の総務費委託金4節の統計調査費委託金20万6,000円。これは農林業センサス、経済センサス、商業統計調査などの統計に係る委託金の追加。それから5節の選挙費委託金181万1,000円は、知事道議選挙に係る委託金となります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金1節の総務費寄附金で10万5,000円。これはふるさと整備資金で寄附1件、それから3節教育費寄附金51万円、学校施設整備資金として寄附1件1万円。教育振興資金として寄附1件50万円。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目の家畜導入貸付金収入132万4,000円の減額。これは、優良家畜導入の貸付金の償還、定時償還分の減額に伴う減であります。

それから5項雑入3目雑入5節の雑入42万円。まず、社会保険料等個人負担金63万4,000円の減額、これは地域おこし協力隊員、酪農支援員2名分の減と保育所臨時公務補の減に伴うそれらの社会保険料等の減額。それから市町村振興協会助成金100万円は、観光協会のりくべつ鉄道まつり前夜祭に対する、花火大会の補助金の財源に充てる部分であります。それから農業者年金基金業務委託料5万4,000円、これは26年度の確定見込みによる追加交付となります。

それから、20款町債1項町債4目の消防債1節の消防債4,870万円。消防救急デジタル無線整備事業2,080万円、高機能指令センター整備事業2,790万円。この消防債については緊急防災・減災事業債となります。

それでは5ページをお開きください。

5ページ、第2表繰越明許費補正。追加でありまして、9款消防費1項消防費、事業名、臨時的経費、金額4,902万4,000円。まず、デジタル無線分で2,088万3,000円、それから高機能指令センター分2,814万1,000円。資料の1の2がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それから、第3表地方債補正。追加であります。緊急防災・減災事業、消防救急デジタル無線整備事業で2,080万円。起債の方法、利率、償還については、ここに記載のとおりであります。

これは100%充当で、20%交付税算入、10年償還で据え置き2年でありまして、たしか当初予算では据え置きなしということで説明したかと思っておりますが、それを訂正させていただきますまして据え置きは2年となります。

変更であります。起債の目的で、緊急防災・減災事業、消防施設整備事業、高機能指令センター整備、補正前は40万円、それから補正後は2,830万円で、2,790万円の増となります。したがって、緊急防災・減災事業、補正前の限度額1,470万円が限度額では高機能指令センター分が2,790万円ふえましたので、限度額4,260万円となります。利率については、補正前、補正後もここに記載のとおりであります。

以上で、議案第86号の説明を終わります。次に議案第87号の説明に移ります。

議案第 87 号平成 26 年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 9 節負担金補助及び交付金 1 3 万円、負担金でありまして、北海道自治体情報システム協議会の負担金です。これは、ことし 5 月の臨時議会で条例改正の議決をいただきました 2 割、5 割軽減に係るシステム改修費であります。これについては同額歳入もごぞいます。

それから、2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目の一般被保険者療養給付費 1 9 節負担金補助及び交付金、療養給付費 5 0 0 万円、これは医療費増に伴う追加の補正となります。

それから、4 項出産育児諸費 1 目の出産育児一時金 1 9 節負担金補助及び交付金 4 2 万円ですが、出産育児一時金 1 件分の増、追加となります。当初 3 名を見ておりましたけれども、4 名ということで 1 件の増、4 2 万円であります。

それから次のページ、8 款保健事業費 2 項保健事業費 1 目保健事業費 1 3 節委託料 4 万円、健康診査でありまして、肺炎球菌ワクチン予防接種 1 0 人分の追加、4 万円。

それから 1 9 節負担金補助及び交付金 4 万円、予防接種助成金ですが、これも委託料と同様、肺炎球菌ワクチンの償還払い 1 0 名分の追加の補正です。

それから、9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目の償還金 2 3 節償還金利子及び割引料 1 1 万円、国庫補助金等の返還金ですが、2 5 年度の特定健診の保健指導負担金の精算に伴う国へ 5 万 5, 0 0 0 円、北海道へ 5 万 5, 0 0 0 円の返還の予算となります。

歳出を終わりました、次に歳入、4 ページに移ります。

1、歳入。

2 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目の療養給付費等負担金、現年度分 1 6 0 万円、療養給付費等負担金、これは医療費増に伴う追加の補正。

同じく 2 項国庫補助金 1 目の財政調整交付金、普通調整交付金 4 5 万円、医療費増に伴う分。それから特別調整交付金 1 3 万円は、先ほどの国保税のシステム改修に係る分の補正、合わせて 5 8 万円であります。

それから、5 款道支出金 2 項道補助金 1 目の財政調整交付金 1 節の財政調整交付金 4 9 万円は、医療費増に伴う普通調整交付金が 4 5 万円、それから特別調整交付金として肺炎球菌予防接種増に伴う特別調整交付金 4 万円の追加、合わせて 4 9 万円となります。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目の一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金 1 5 1 万 6, 0 0 0 円。これは保険料軽減に伴う財政支援分、それから保険者支援分、合わせた 1 5 1 万 6, 0 0 0 円であります。

それから2節のその他一般会計繰入金28万円。これは出産育児一時金分で1件分、42万円の3分の2、28万円であります。

それから、9款繰越金1項繰越金1目の繰越金、前年度繰越金127万4,000円の補正であります。したがって、現在、前年度繰越金の留保額は98万2,528円であります。

以上で議案第87号を終わりました。次に議案第88号に移ります。

議案第88号平成26年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、まず7節賃金65万円、これは臨時医師賃金でありまして、臨時医師の宿直回数が増に伴って65万5,000円ほど追加をしたいという内容であります。

それから、11節需用費24万円、光熱水費。これは電気料が14万3,000円、それから水道料1万9,000円、下水道料1万1,000円、ガス代6万7,000円であります。これらの主な要因は、入院患者の増に伴う補正分もこの中に入ってきます。

それから12節役務費1万4,000円、手数料ですが、電子証明書発行・更新手数料で、介護給付費請求のオンライン化が27年、来年の1月からスタートしますので、その更新1万4,000円であります。

それから14節使用料及び賃借料9万7,000円、。これは車両借り上げでありまして、臨時医師送迎に係るタクシーの借上料となります。

以上で歳出を終わりました。歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金、この歳出に係る財源を前年度繰越金で充当するという内容で、補正額100万1,000円であります。現在、487万338円の前年度繰越金が留保となっております。

それでは、以上で議案第88号を終わりました。次に、議案第89号の説明に移ります。

議案第89号平成26年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費11節需用費、光熱水費。これは電気料の追加でありまして、16万5,000円となります。

以上で歳出を終わり、歳入、4ページをお願いします。

1、歳入。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金、財源として前年度繰越金16万5,000円を充当するという内容でありまして、139万8,169円、現在留保となっております。

以上で、議案第89号を終わりました、次に議案第90号の説明に移ります。

議案第90号平成26年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出になりますが、今回の補正につきましては、各介護サービス利用者の増に伴う補正が主な内容であります。

説明資料ナンバー13に、介護給付費負担金(歳入歳出)所要額一覧表がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目の居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金1,110万円、居宅介護サービス給付費です。当初103名で計上しておりますけれども、118名の見込みということで15名の増となります。

それから3目の施設介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金620万円、施設介護サービス給付費の補正でありまして、これは特別養護老人ホームの利用、当初30名でしたが、見込みが33名ということで3名の増。それから老人保健施設2名の計上でしたが、4名ということで2名の増、合わせて5名の増に伴う補正となります。

それから、2項の介護予防サービス等諸費、1目の介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金13万円、居宅介護サービス給付費ですが、当初19名でしたが26名の見込みということで7名の増に伴うもの。それから2目の介護予防サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金2万円、居宅介護サービス計画給付費ですが、当初17名でしたが18名、1名の増に伴うもの。それから、3目の介護予防福祉用具購入費19節負担金補助及び交付金14万円ですが、まず福祉用具購入費、当初2名で見えておりましたけれども5人を見込みということで、3名の増となります。

それから、次のページ、3項その他の諸費1目の審査支払手数料、役務費で6,000円の追加となります。介護給付審査支払件数ですが、当初月平均220件で計上しておりましたが、月平均3件増の223件を見込みということで、その追加分で6,000

0円の補正。

それから、6項特定入所者介護サービス等費1目の特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金64万円、これは特定入所者介護サービス費ですが、当初27名を見ておりましたけれども32名で5人の増と、その補正となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金、現年度分333万7,000円の補正、それから2項国庫補助金1目の調整交付金156万4,000円の補正。

3款道支出金1項道負担金1目の介護給付費負担金、現年度分で258万6,000円の補正。

次のページになります。4款支払基金交付金1項の支払基金交付金1目の介護給付費交付金、現年度分で528万6,000円の補正。

6款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金、介護給付費繰入金で227万6,000円の補正。

6款繰入金2項基金繰入金1目の介護給付費準備基金繰入金318万7,000円の取り崩しとなります。この取り崩し後の基金残高につきましては、1,117万4,000円であります。

以上で、議案第90号の説明を終わりました、議案第91号の説明に移ります。

議案第91号平成26年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料、健康診断等で4万9,000円の補正ですが、これは健診、当初35名を見ておりましたけれども43名の見込みということで8名の増であります。

それから、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金43万5,000円の減額ですが、それぞれ負担金ですが、それぞれ26年度の確定見込みに伴う事務費負担金37万2,000円の減額、保険料等負担金6万3,000円の減額となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページに移ります。

1、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金1節の事務費繰入金37万円の減額。

2目の保険基盤安定繰入金1節の保険基盤安定繰入金6万3,000円の減額。

5款諸収入3項雑入1目雑入1節雑入4万7,000円。これは健診8名増に伴う、1人当たり500円ですので、8人掛ける500円、4,000円。それから、広域連合から健診8名増に伴う助成金4万3,000円、合わせて4万7,000円の補正となります。

以上で、議案第86号から議案第91号までの説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3時25分まで、休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第86号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を款を区切って行います。

事項別明細書は、12ページからを参照してください。

2款総務費、12ページから15ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、3款民生費16ページから17ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、4款衛生費18ページから9款消防費21ページまで。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、20ページの畜産業費の家畜防疫事業ということでお尋ねをいたします。

これは今年度初めての事業かなと思われます。農協3分の1、生産者3分の1で町が3分の1、400万円ずつで基金を1,200万円積むということですね。非常にいい事業かなと思われます。

それで、現在、1月にたしか馬パラが発生して3月にBVDが出て、6月にサルモネラが出て、9月にサルモネラが出て、いろいろと、あとヨーネ病も発生しております。それで、現在、大体損失額にしたらどのぐらいの額があるのか。

それと、この事業の執行についてなのですけれども、きょうの議会を通過して12月16日以降に発動になるのかなと思われると推測をするわけです。それで、あと1戸当たりの300万円の上限について、この根拠と、あとは生産者の3分の1とあるのですけれども、これはいろいろな説明会等はまだなされてはいないのであるけれども、これの示される

根拠というものと、それと12月15日現在までに、今までに陸別町にある自防組織、自防のほうで主に大体の額をもう払われているのか、そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ことし1月から10月までにいろいろな病気が発生しているところでありましてけれども、個々の損失額というところはきちんと押さえてはいないのですけれども、それぞれの対策にかかった経費ですとか、淘汰している分の概数については、おおよそ620万円以上はかかっているというふうに考えております。損失額については、損失本体というよりは、その対策にかかる見込みの経費ということで押さえております。

それと、この事業の執行でありますけれども、町費として執行する分についてですが、これについては議会で議決をいただいてから町費の部分は執行というふうな形であります。あと、農協ですとか生産者で積み立てる分については、さかのぼって執行できるような形で考えております。

それと、1戸当たり300万円の根拠ということでありましてけれども、この事業を検討するに当たって、十勝管内でこういった制度があるところをいろいろ見ておまして、その中では大体限度額が200万円とかというところが多い形になっておりますが、陸別の場合はそういった他町の例を見て300万円というふうに設定をしたところでありまして。

それと、生産者の負担分の根拠ということでありまして、この制度自体をそれぞれ3者で3分の1ずつ負担して、何かあったときの対策にということで設定をしてございまして、戸数割りと頭数割りというふうにあるのですけれども、大体頭数によってですけれども、おおむね1戸当たり2万円から10万円の間での御負担というふうに考えております。

それと、きのうまでの自防の組織で精算している分ということでありまして、この事業を検討してきているのが9月末、10月からずっと検討してきていたところでありましてけれども、その間、自防のほうでの負担というのは今のところとまっている状態で、この制度で今後進めていきたいというふうに考えているところでありまして。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今の回答ですと、たしか自防組織というのは町長がトップで、あと組合長ですとかNOSA I、また普及所ですとかそういう組織であると思うのですけれども、今までの、知っている範囲なのですけれども、恐らくワクチン事業の積み立てによって今まで財源がなされていたはずだと私は認識しているのですけれども、その財源が、もう構築がなくなってしまったのかなと思われるわけです。それで、この事業を始めたわけなのですけれども、先ほどの課長の答弁を聞いていますと、今、損失額が620万円以上かここら辺ぐらいだろうという押さえなのですけれども、とりあえず今年度については、農協3分の1、生産者3分の1で、この620万円以上をこれに充てなさいという

回答みたいな感じだったのですけれども、町がそれでは400万円を積む、12月16日以降は、町の考えとしては12月16日のきょうの議会で決まって、あしたから発生したものに對して町の400万円を使えるとお考えでよろしいのですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 自防の組織の會計につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、ワクチンの手数料などを過去から積み立てていた分で、主に防疫関係の資材ですとかの対策に充てていたものであります。近年、病気の発生がふえてきたというところで、その被害を少しでも抑えようということで、内部でその時々検討して協議しまして、その対策に当たってきたというところであります。その手数料だけの積み立てということで予算にも限りがあったということで、現在は余り余裕がない状況であります。それで、こういった制度を前倒しして実施するという形になります。

先ほど、損失600万円以上というふうな説明をさせていただきましたが、この制度でいきますと、実際には100%補償するというのではなくて、8割なりの補償という形になりますので、実際は490万円前後の状況ではないかなというふうに今のところ考えております。町の負担分につきましては、12月16日といいますか、議決以降、病気が発生した場合の対策については執行していくというふうな形で考えております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） これ補正を組んだのですよね。補正を組んだのですから当然今年度使えるようにしてもらわないと、今年度というか、さかのぼって使えるようにするのが補正だと私は思っているのですけれども。

それでは、仮に500万円以上、上限300万円ですけれども、500万円、620万円に対して500万円前後のお金が出るだろうということなのではございますけれども、それでは500万円を使ったときのもとの財源、目標金額1,200万円に戻すのは、町はもう16日以降に何も出なければ400万円のお金はそのまま残りますよね。今、16日以降の話をしているわけですから、町は。ということは、12月15日以前に、もう既にこれだけの病気が出て600万円以上の経費がかかっているわけですから、それに対してこの互助制度を使えば大体500万円前後ということなのではございますけれども、それでは500万円というのは、残りの対策に要した経費は、翌年度各3分の1の負担をして目標金額を維持しなさいということは、1,200万円に戻すのはまた農協と生産者が使ったものに対して戻して1,200万円とする考えなのですか。それでは、町の400万円の意味はないのではないですか。使えるのだったら、今から12月16日から執行すれば別にいいのではないですか。そういう考えはないのですか。町は、400万円は12月16日以降で一銭も使いません、残りのお金は農協と生産者でやりなさいと、それでは何かちょっと矛盾しているような感じなのではございますけれども。せっかく補正を組んでくれたのですから、町民の皆さんも期待していると思うのですけれども、そういう考えではないのですか。それで500万円の財源は農協と生産者で積んで、また1,200万円の原資に戻すという考えなのですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今後発生する分については、町の分も入って補償していくというような内容でありまして、きょう以前のものにつきましては生産者と農協で積み立てた分で対策を打って、年度末精算する場合も議決以前と以後で分けて精算するというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 21 ページの7 款商工費のしばれフェスティバル開催事業の40 万円です。婚活生活5 DAYS in しばれフェスティバルということで、すばらしい企画だなと思いますが、今までもさまざまな婚活列車だとか、いろいろなことをやってきての苦労の中に、なかなか女の人を集めるのが大変かなと思うのですけれども、これの宣伝です、19 日からやっていくと思うのですけれども、陸別の女の方も対象になっていると思うのですけれども、どのように募集をかけるか伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） しばれフェスティバル実行委員会の婚活の関係につきましましては、女性を集める手段というところで、今のところホームページでの発信などで対応するというふうに聞いております。あと、具体的に直接いろいろな場所を当たるとかというところは、まだちょっと確認まではしていないのですけれども、主に町外からの女性ということで予定をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） ホームページ等々はわかりますが、町外であれば団体とか、いろいろなところにぜひ声をかけて、アナログの部分も使ってやらないと多分、やっていませただけではなかなか来ていただけないと、ましてこの5 日間の中に作業をしたりとか、雰囲気的には夜とかそういうのは大丈夫なのかなと思いながらなのですけれども、まずその集まってもらうという作業にやっぱり時間は短いかもしれませぬけれども、いろいろな手段を使ってやっていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） そうですね。いろいろな手段を使って、少しでも多くの、定員に達するぐらいの女性を集められるように実行委員会のほうにも助言をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 2 番古田議員。

○2 番（古田英一君） 19 ページの労働諸費の実施設計、中身ですね、どういう設計をもって発注したかをお聞きしたい。

もう1 点、商工費。今、同僚議員が言いましたしばれフェスティバルの開催事業で40

万円の補正。これは婚活生活ですか、そういうのがあるかなと思うのですが、当町においてこの現状を見ると、人口の減少という中で農業界でも他の予算を使いまして、今月20日、札幌と当町の若者が10名程度参加して、そういう婚活パーティーなるものというような催しもあると聞いております。ぜひとも、ただ単に補助金、イベントがあるごとに補助金を出すという政策ではなくて、受け皿として町とか商工会、農業関係を巻き込んで、今後中心的に進めるような組織とか枠組みとかというのを検討していただきたいなと。また、検討しているというのがあれば、そのあたりのことを含めてお聞きしたいなと思います。

もう一つ、20ページの先ほどの家畜防疫事業の400万円なのですがけれども、これも今年度、課長の話では期日以降、議決以降という中でのみというようなお話でしたけれども、いろいろと試算の中では家畜頭数とかいろいろ戸数割りとか試算をして額等を算出したと思われるのですがけれども、次年度以降、3割増し程度、年間総額で1,500万円程度というような枠組みも考えてはいかがかなというように推測されるわけですがけれども、その点につきましても御回答をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 私のほうから、19ページの委託料の実施設計について述べてさせていただきたいと思います。

実施設計の内訳としては1棟8戸ということで、研修室、食堂等もついて、本体に係る実施設計費といたしまして543万円、この建物に伴う地質調査で76万円、全体的な外構工事ということで、これに伴う設計費が30万円ということで、合わせて649万円と。それに消費税分が51万9,200円と、それにこの建物にかかる確認申請の手数料が6万1,000円ということで、設計費合計で707万200円ということでございます。

私のほうからは、以上です。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） しばれフェスティバルの40万円の関係であります。

今週末、農業青年もこういった事業を行うというふうになっております。今後、今まではそれぞれの業界といたしますか、農業青年を中心とした活動が主であったわけですがけれども、今後は、今、町内の関係者にアンケートなどもとりながら、来年度以降どのような形で町内全体で進めていったらいいかというところを調査をすることでございます。また、農協、商工会、森林組合のそれぞれの代表者とも話をしておきまして、こういった全体で進めていったほうがいいのかというような話もございまして、そういった受け皿を今後組織化して、そこでいろいろな活動をというふうに進めていくことになろうかというふうに考えております。

それと、防疫の関係でありますけれども、次年度以降、例えば1,500万円というような積み増しというお話しですがけれども、今のところ毎年度1,200万円ということで

当面は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 400万円の補正予算について、私のほうから補足させていただきます。

家畜伝染病自衛防疫組合長は私がやっております。町長の立場を外れまして組合長を、その組合長になったいきさつにつきましては、口蹄疫が本別で出たり、あるいは宮崎で出たり、そんなような状況下にあったとき、大変なことだということで、口蹄疫の場合は法定伝染病でありますから国からさまざまな補助がありますが、法定以外の伝染病についてはなかなか補助が出にくい。それで家畜伝染病の自衛防疫組合をつくって、各町にもあるというふうに思いますが、町長がやっているところがすごく少ないと思いましたが、危機感を持って、当時、口蹄疫が出てきたときに私がしていたのですが、私が町長として補助金を出す先に組合長が町長の名前ではまずいということで、JAの組合長が受けているというようなことで非常に不便な感じ、補助対象の先でもありますから、そういう面で不便なことではありますが、もともとは法定伝染病以外の伝染病について何とかしようではないかという、しなければならないというようなことです。

これは、個々の農家の皆さんの衛生管理をどんどん強めてもらわなければ、伝染病が発生しやすい、また全国的にも世界的にも伝染病が発生しやすい状況にありますから、そういう面では、陸別町としては酪農の町として何とかこれらについて互助制度をつくったかどうか。というのは、NOSA I、共済制度についても本当は枠を拡大して、保険的な部分がないのか、ほかの業界ではあるかもしれないということを組合長として私がいろいろ話しておりますが、本来であれば業界の中で保険制度をつくって、あるいはNOSA I制度がありますから、共済制度もありますから、そこでやるべきところなのですが、なかなかその道がうまくいかないと、なかなかそういう方法もしづらいということであれば互助制度をやるのではないかとということで3分の1ずつ、JAも町も、そのかわり生産者も衛生管理をするために、どうしてもそういう意識を生ませるためにも、衛生管理のことをきちっとやれるような体制を組むためにも負担していただいてやろうと、こういうようなことで他町村もいろいろ調べております。

私としては、自衛防疫組合の組合長として、そういう発想で皆さんに諮って、農協さん、農家についてはJAのほうでまとめてもらいたいというようなことで、馬パラチフスが出たときに大変だというようなことも含めて緊急役員会を開いて、400万円ずつ出して1,200万円の枠をつくろうと、こういうことでスタートしたわけですから、この中にあるのは、やっぱり農家個々の皆さんが衛生管理を十分することが第一義的で、あと出たらやっぱりお互いで助け合おうというようなことを町も絡んでいきたいと、こんなふうな考えでおりますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 労働諸費の委託料、実施設計、さきの議員からもいろいろと質問されたのですけれども、その内容についてもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。というのは、産業者の単身者住宅、賄いつきだというお話です。1棟8戸ということなのですけれども、これらについて、例えば単費でやられるのか、どのような補助金を対策してやろうとしているのかお伺いします。

それともう一つは、賄いつきをやるということになれば、その賄いについても町が全責任を持ってやるのか、それとも委託でやるのか、その辺について何らかの形ができていますのであればお話を願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 本体の建物ですね、それについては国、今回の地方創生絡みで一応町もこういうことを考えているから、そういう補助メニューをくれという要望は一応出しています。財源対策で、国に対して要望をしています。地方創生の中で、町村の課題としてこういうことがあるので、ぜひ補助メニューをつけてほしいと、そういう今要望をしている。十勝町村会経由で、道町村会にも上がるようになっていきます。そういう要望をしているということです。

それから、賄いつきなので基本的には民間というふうに現時点では考えておりますけれども、これは相手もあることなので、早急にそこら辺の民間に進めたいという思いがありますので、そこら辺で町ではなくて民間サイドでやっていけるようにこれから相談をしていきたいなど、そのように思っています。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に10款教育費22ページから24ページまで。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款ごとの質疑が終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、6ページから11ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費の補正及び第3条地方債の補正について質疑を行います。

5 ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第86号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第11号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第87号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第88号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正の全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 88 号平成 26 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 89 号平成 26 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 5 ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 89 号平成 26 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 90 号平成 26 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 7 ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第90号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第91号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第91号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

◎散会宣告

○議長（宮川 寛君） 本日は、これにて散会します。

散会 午後 4時03分